

物価高騰等総合支援資金（事業）の延長について

区内中小企業の円滑な資金調達を支援するため、令和5年度から実施している「物価高騰等総合支援資金」について、物価高騰など厳しい経営環境が続いている状況を鑑みて、当初9月末までとしていた当該緊急資金（利子補給、信用保証料補助）の申請期間を下記のとおり延長する。

- | | |
|----------|--|
| (1) 制度概要 | あつ旋限度額：1,000万円 資金使途：運転資金・設備資金
事業者負担利率：3年間無利子、4年目以降0.2%以内
（区負担利率：3年間1.6%、4年目以降1.4%）
信用保証料：全額補助 |
| (2) 対象者 | ①物価高騰の影響を受けていること
②原則、最近3ヶ月間の売上高（受注高）もしくは売上総利益額が
前年同期と比較し5%以上減少していること |
| (3) 実績 | 利用（借入額）状況（令和6年4～6月末現在）
あつ旋状況 74件 642,730千円 |
| (4) 期間延長 | 令和7年3月31日（月）まで申請期間を延長する |
| (5) 周知方法 | 広報しながわ（9月1日号）、産業ニュース（8月18日発行）
区ホームページの掲載、メールマガジンの配信、周知チラシ |
| (6) 予算 | 145,479千円（利子補給および信用保証料補助）
※令和6年度物価高騰等総合支援資金（当初予算）により対応 |